

令和元年 6 月 6 日
東北管区行政評価局

行政評価局調査(地域計画調査)の実施

総務省東北管区行政評価局では、地域の住民生活に密着した行政上の課題等を取り上げ、行政運営の改善を図るための調査（地域計画調査）を企画、実施しています。

今回、令和元年 6 月から実施する下記テーマの計画について別添のとおり公表します。

○ AED の利用環境整備に関する実態調査

緊急時の AED の利用環境を整備する観点から、敷地外での AED の使用に関する実態を中心として、AED の使用の促進に関する取組等を把握し、関係行政の改善に資するために実施

【本件連絡先】

〈AED の利用環境整備に関する実態調査〉

東北管区行政評価局 評価監視部 第 2 評価監視官室（佐々木、佐野）

電話：022-262-9234（直通）

〈行政評価局調査全般について〉

東北管区行政評価局 総務行政相談部 総務課（内山）

電話：022-262-7831（直通）

行政評価局調査（地域計画調査）計画

名 称	AED の利用環境整備に関する実態調査 -緊急時の敷地外での使用を中心として-
目 的	<p>○ 自動体外式除細動器（以下「AED」という。）は、救急隊員の到着までの間に、現場に居合わせた者が電氣的除細動を速やかに行うことが心肺停止者の救命に有効であるとの観点から、平成 16 年 7 月に、非医療従事者による使用が認められ、医療機関のみならず学校、駅、公共施設、商業施設等を中心に、国内において急速に普及している。</p> <p>（AED 販売台数の推移：平成 16 年 1,307 台→平成 28 年 688,329 台(注)）</p> <p>（注）公益財団法人日本心臓財団ホームページによる公共施設などに設置される一般市民が利用できる AED の販売台数(累計)。</p> <p>○ 総務省消防庁の「救急・救助の現況」（平成 30 年版）によると、一般市民による AED の使用件数も増加し、平成 29 年には 2,102 件となっている。また、平成 29 年中に一般市民が心原性心肺停止の時点を目撃した傷病者 2 万 5,538 人のうち、一般市民が AED を使用し除細動を実施した傷病者 1,260 人の「1 か月後生存率」（53.5%）は、実施されなかった傷病者（適応が無かった傷病者を含む。）2 万 4,278 人の生存率（11.4%）の約 4.7 倍、同じく AED を使用し除細動を実施した傷病者の「1 か月後社会復帰率」（45.7%）は、実施されなかった（適応が無かった傷病者を含む。）傷病者の社会復帰率（6.8%）の約 6.7 倍であったとされており、AED による心肺蘇生の有無は、傷病者の生存や社会復帰にも影響を及ぼす結果となっている。</p> <p>○ 他方、AED の普及台数に対して救命された人数が不十分、敷地外での AED の使用の推進が必要などの有識者の指摘がある。</p> <p>地方公共団体の中には、AED の使用を促進し、救命効果を向上させるため、市町村に登録された事業所が緊急時に現場に AED を持参し、応急手当に協力する制度の導入例や、AED 設置施設に隣接する公園で心肺停止者が発生したため、AED を敷地外に持ち出し、除細動が実施された例も報告されている。</p> <p>○ この調査は、緊急時の AED の利用環境を整備する観点から、敷地外での AED の使用に関する実態を中心として、AED の使用の促進に関する取組等を把握し、関係行政の改善に資するために実施するものである。</p>
調査項目	<p>1 AED の使用実態</p> <p>2 AED 設置者における緊急時の敷地外での AED の使用の取扱方針</p> <p>3 その他</p>
調査対象機関	AED 設置者（国の合同庁舎、県、市、民間事業所）、関係団体等
調査実施時期	令和元年 6 月～8 月
担当評価 監視官	東北管区行政評価局 評価監視部第 2 評価監視官